

I 調査の概要

1 調査の目的

急速な高齢化社会のもとにおいて、我が国経済社会の活力を維持していくためには、多くの高齢者が長年にわたり蓄積してきた知識、経験等を活用しつつ、現役として働くことができる社会を実現していくことが不可欠である。このため、65歳までの継続雇用の推進や多様な形態による雇用・就業機会の確保等が、労働政策上はもとより、社会保障や財政との関連においても重要な課題となっている。

こうしたことを踏まえ、現下における高齢者の就業・不就業の実態、就業意識とその背景及び事業所における高齢者の雇用状況、雇用予定等を的確に把握し、今後の高齢者雇用・就業対策に資することを目的とする。

2 調査の範囲及び対象

(1) 地域

日本国全域とする。ただし、下表に掲げる地域を除く。

都道府県	除外される地域
北海道	奥尻郡、苫前郡羽幌町大字天売及び大字焼尻、礼文郡及び利尻郡
東 京	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
島 根	隠岐郡
長 崎	福江市、西彼杵郡崎戸町大字平島及び大字江島、北松浦郡小値賀町及び字久町、南松浦郡、壱岐市、対馬市
鹿児島	名瀬市、西之表市、鹿児島郡三島村及び十島村、薩摩郡のうち里村、上甕村、下甕村及び鹿島村、熊毛郡、大島郡
沖 縄	国頭郡伊江村、島尻郡のうち渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村及び久米島町、宮古郡伊良部町及び多良間村、八重山郡

(2) 調査対象

ア 事業所調査

平成13年事業所・企業統計調査により作成された事業所名簿を母集団枠とした14大産業〔鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）〕に属する常用労働者を5人以上雇用する民営事業所の中から、無作為に抽出した約12,230事業所。

ただし、サービス業(他に分類されないもの)のうち家事サービス業及び外国公務を除く。

イ 個人調査

平成12年国勢調査調査区の中から、無作為に抽出した約1,100調査区に居住する55歳以上69歳以下の高年齢者約25,224人。

3 調査事項

(1) 事業所調査

- ア 事業所の属性（常用労働者数、事業所の形態、企業規模）
- イ 高年齢労働者の雇用状況（年齢階級、性・勤務形態・雇用契約期間別高年齢労働者数）
- ウ 定年制の状況
 - (ア) 定年制の有無（一律制、職種別）
 - (イ) 一律制の定年年齢
- エ 定年制を定めている事業所における過去1年間の高年齢者の退職の状況
 - (ア) 退職した常用労働者の有無
 - (イ) 定年前に退職した者の状況(移籍出向者、事業主都合による退職者、再就職あつせんした者)
 - (ウ) 定年退職した者の状況（再就職あつせんした者）
- オ 勤務延長制度、再雇用制度の有無
- カ 年齢階級別勤務延長制度、再雇用制度で雇用した高年齢労働者数
- キ 勤務延長制度、再雇用制度が適用される者の種類、選定基準の定め方
- ク 定年制を定めていない事業所における過去1年間の高年齢者の退職の状況
 - (ア) 退職した常用労働者の有無
 - (イ) 退職者の状況(移籍出向者、事業主都合による退職者、再就職あつせんした者)
- ケ 60歳以上労働者の雇用予定
 - (ア) 今後2年間の高年齢労働者の雇用予定
 - (イ) 高年齢労働者を増加させる理由及び増加させない理由
- コ 過去1年間の中途採用の募集状況、60歳以上労働者の募集の有無
- サ 60歳以上労働者の雇用に関する特別措置の実施状況、将来の予定
- シ 在職老齢年金受給者の有無、受給者の年齢階級別人数
- ス 高年齢者の雇用のための援助制度の活用の有無、活用していない理由
- セ 60歳以上の雇用を拡大するために必要な公的援助の種類

(2) 個人調査

- ア 本人の属性（性、年齢、健康状況、就業の可能性）
- イ ふだんの仕事の主従
- ウ 平成16年9月中の就業・不就業の別
- エ 就業の状況
 - (ア) 仕事の内容、雇用形態、勤務形態等
 - (イ) 仕事の種類
 - (ウ) 仕事をした時間・日数
 - (エ) 仕事をした理由

- (オ) 仕事についての満足度
- (カ) 仕事の継続意志、変りたい理由

オ 不就業の状況

- (ア) 仕事に就けなかった理由、適当な仕事が見つからない理由、希望の働き方、仕事を探すための活動の有無、希望の仕事の種類、失業期間
- (イ) 仕事をしたいと思わなかった理由、経済上の具体的な理由

カ 55歳当時の状況

- (ア) 55歳当時の雇用の有無
- (イ) 55歳当時雇用されていた者の仕事の種類、経験年数、企業規模、転職回数

キ 55歳以降現在までの状況

- (ア) 定年経験の有無、定年年齢
- (イ) 定年を経験していない理由、定年前退職の年齢、事業主都合退職の別

ク 定年到達（定年前退職）直後の状況

- (ア) 定年到達（定年前退職）直後の時期の就業状況
- (イ) 就業していた場合の就業状況、職種の同一性
- (ウ) 失業して仕事を探していた場合の雇用保険受給の有無、失業期間

ケ 引退の時期

- (ア) 引退（希望）年齢の有無
- (イ) 引退を考えたことがある者の引退希望年齢
- (ウ) すでに引退している者の引退年齢

コ 社会貢献活動

サ 家族及び家計の状況

- (ア) 本人の収入状況
- (イ) 同居の家族数、同居の家族の続柄
- (ウ) 本人の生活源

シ 年金等の受給状況

- (ア) 年金の受給の有無、受給している年金の種類、受給額
- (イ) 老齢厚生年金受給資格の有無、在職老齢年金制度による支給停止を考慮しての就業調整

4 調査の対象期間

事業所調査及び個人調査ともに平成16年10月1日現在の状況について調査した。
ただし、項目によっては平成15年10月から平成16年9月までの1年間又は平成16年9月中の状況について調査した。

5 調査の実施期間

事業所調査は、平成16年10月1日から同年10月20日まで、個人調査は、平成16年10月1日から同年10月31日までの間に行った。

6 調査機関

- (1) 事業所調査 厚生労働省大臣官房統計情報部一報告者
- (2) 個人調査 厚生労働省大臣官房統計情報部一都道府県労働局一公共職業安定所
一統計調査員一報告者

7 調査方法

(1) 調査票

この調査は次の調査票によって実施した。

- ア 事業所票
- イ 個人票

(2) 調査票の配布

- ア 事業所票については、厚生労働省大臣官房統計情報部からの郵送により行った。
- イ 個人票については、公共職業安定所からの郵送により行った。

8 集計方法

厚生労働省大臣官房統計情報部において集計した。

9 有効回答率

有効回答数

- 事業所調査 7, 787事業所 (有効回答率 63.7%)
- 個人調査 17, 853人 (有効回答率 70.8%)

Ⅱ 調査結果の利用上の注意

1 調査結果利用上の注意

- (1) この調査は、標本調査であるので母集団に復元したものを調査結果として表章している。
- (2) 報告書掲載統計表は、表章単位未満を四捨五入した結果である。なお、四捨五入の結果、表章単位に満たない場合は「0. 0」と表章している。
- (3) 統計表中の「－」は、該当数値がないことを示す。
- (4) 統計表中の「＊」は、サンプル数の少ないものである。構成比の分母となるサンプル数が事業所については3未満、個人及び労働者では10未満の場合、分母に付記してある。
- (5) 統計表中の「…」は、表章することが不適当な場合を示す。
- (6) 統計表中の複数回答（回答項目の選択肢について、該当する答えを複数個選択することが可能としているもの）は、百分比の合計は100. 0を超える場合がある。
- (7) 集計項目のうちには一部報告書に掲載されていないものがある。

2 主な用語の説明

(1) 高年齢者

この調査では、平成16年10月1日現在55歳以上の者をいう。

なお、個人調査においては、55歳以上69歳以下の者を調査対象とした。

(2) 常用労働者

常用労働者とは、次のア又はイに該当する労働者をいう。労働者派遣法（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律）に基づく派遣元事業所から派遣された派遣労働者は含まない。

ア 期間を定めずに又は1ヵ月を超える期間を定めて雇われている者。

イ 日々雇われている者又は1ヵ月以内の期間を定めて雇われている者で前2ヵ月の各月にそれぞれ18日以上事業所に雇われている者。

なお、取締役、理事等の役員であって、常時勤務し、一般労働者と同じ給与規則又は基準で、毎月給与の支払いを受けている者、事業主の家族であって、その事業所に常時勤務し、給与の支払いを受けている者を含む。

(3) 派遣労働者

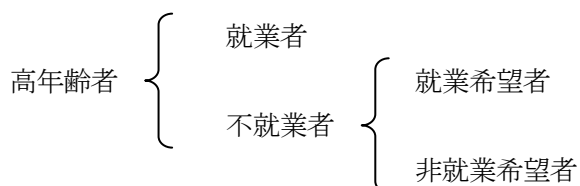
労働者派遣法に基づく労働者派遣事業を行う事業所に雇用され、その顧客たる企業等（派遣先）に派遣されて就業している労働者をいう。

(4) 移籍出向者

雇用関係を終了させて、出向契約に基づいて出向先に雇用される者（転籍出向者）をいう。

(5) 就業、不就業

高年齢者（平成16年10月1日現在55歳以上69歳以下の者）を次のように区分している。



ア 就業者

平成16年9月中に収入になる仕事をした者をいい、家業（農業を含む）の手伝いや内職を含む。
なお、仕事をもっていて、9月中に休職・休業した者も含む。

イ **不就業者**

平成16年9月中に収入になる仕事をしなかった者をいう。

ウ **就業希望者**

不就業者のうち、仕事をしたいと思いながら仕事に就けなかった者をいう。

エ **非就業希望者**

不就業者のうち、仕事をしたいと思わなかった者をいう。

(6) **勤務形態**

雇用者の勤務形態を次のように区分している。

普通勤務	……	一般的な勤務で、「短時間勤務」以外の勤務者。
短時間勤務	……	{ 1日の労働時間が短い者 勤務日数が少ない者 1日の労働時間が短く勤務日数も少ない者

(7) **職業**

この調査における職業は、日本標準職業分類に基づき次のように区分している。

ア **専門的・技術的な仕事**

高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事する者及び医療・法律・芸術その他の専門的性質の仕事に従事する者をいう。

例えば、科学研究者、機械・電気技術者、一級建築士、プログラマー、医師、薬剤師、看護師、栄養士、福祉相談員、保育士、介護支援相談員、税理士、教員、記者、編集者、写真家など。

イ **管理的な仕事**

課（課相当を含む）以上の組織の管理的仕事に従事する者をいう。

例えば、部長、課長、支店長、工場長など。

ウ **事務的な仕事**

一般に課長（課長相当職を含む）以上の職務にあるものの監督を受けて、庶務・文書・人事・会計・調査・企画・運輸・通信・生産関連・営業販売・外勤に関する事務及び事務用機械の操作の仕事に従事するものをいう。

例えば、事務員、受付係、フロント、レジ係、集金人、メーター検針員、料金係など。

エ **販売の仕事**

商品・不動産・証券などの売買、売買の仲立・取次・代理などの仕事、保険外交、商品の売買・製造などに関する取引上の勧誘・交渉・受注の仕事に従事する者をいう。

例えば、販売従事者（スーパー、デパート等）、商品販売外交員、スーパー店長、新聞拡張員、不動産仲介人など。

オ **サービスの仕事**

理容・美容・クリーニング・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス、居住施設、ビルなどの管理サービス及びその他のサービスの仕事に従事する者をいう。

例えば、理容・美容師、クリーニング工、調理人、接客係、ホームヘルパー、寮管理人など。

カ **保安の仕事**

社会・個人・財産の保護、法と秩序の維持などの仕事に従事する者をいう。

例えば、守衛、警備員、監視人、建設現場誘導員など。

キ **運輸・通信の仕事**

電車・自動車・船舶・航空機等運転・操縦の仕事、通信機の操作及びその他の関連作業に従事する者をいう。

例えば、電車運転士、タクシー運転者、バス・トラック運転者、車掌、郵便配達員など。

ク 生産工程・労務の仕事

機械・器具・手道具などを用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具の組立・調整・修理する仕事、製版・印刷・製本の作業、その他の製造・製作工程の仕事、定置機関・機械及び建設機械を操作する仕事、鉱物の探査・試掘・採取・選鉱、ダム・トンネルの掘削などの仕事及びこれらに関連する仕事、建設の仕事、並びに機械の掃除、資材の整理、商店・会社・病院などの雑務、及び他に分類されない運搬・清掃など労務的作業に従事する者をいう。

例えば、大工、左官、石工、塗装工、電気工、とび職、配管工、圧延工、鉄鋼工、鋳物工、プレス工、医療品製造工、溶接工、鉄工、一般機械組立工、自動車整備工、修理工、パン・菓子製造工、染色工、織布工、ミシン縫製工、木工、製紙工、印刷・製本工、ゴム製品製造工、革製品製造工、製図工、ボイラー工、建設機械運転工、採石・採掘作業員、配達員、倉庫作業員、清掃作業員、公園草刈り作業員、皿洗い人など。

ケ 農林漁業の仕事

農・林・漁業作業に従事する者をいう。

例えば農耕作業員、家畜飼育者、造園師、育林作業員、漁労作業員、水産養殖作業員など。

(8) 勤務延長制度、再雇用制度

ア 勤務延長制度

定年年齢が設定されたまま、その定年年齢に到達した者を退職させることなく引き続き雇用する制度をいう。

イ 再雇用制度

定年年齢に到達した者を一旦退職させた後、再び雇用する制度をいう。

(9) 年金

ア 公的年金・企業年金

この調査における「公的年金・企業年金」とは、次の年金をいう。

- ① 厚生年金（特別支給の老齢厚生年金、在職老齢年金、障害厚生年金、遺族厚生年金を含む）
- ② 国民年金（老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金を含む）
- ③ 公務員等共済組合給付、恩給
- ④ 企業独自の退職年金（厚生年金基金など）

イ 個人年金

この調査における「個人年金」とは、生命保険会社等の個人年金保険をいう。

ウ 在職老齢年金

在職中の60～69歳の者（被保険者）に対して一部を減額（支給停止）して支給される「老齢厚生年金」のことを言う。支給停止の額は、元の年金額及び賃金額に応じて決められ、支給停止額が元の年金額になると全額支給停止となる。

(10) 各種援助制度

ア 継続雇用制度奨励金

61歳以上の年齢への定年延長等を実施した事業主又は希望者全員を65歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度（再雇用、在籍出向等）を設けた事業主に対し、制度の内容、会社の規模及び継続雇用期間に応じて助成するもので、継続雇用の導入及び定着の促進を目的としている。

イ 多数継続雇用助成金

継続雇用制度奨励金を受給し、60歳以上65歳未満の高年齢者の雇用の割合が15%を超えている事業主に対し、雇用者数に応じて助成するもので、高年齢者の多数雇用の促進を目的としている。

ウ 労働移動支援助成金

離職を余儀なくされる労働者に対して、一定の労働移動支援措置を講じた事業主に対し助成金を支給し、事業主等による計画的な労働移動支援の促進を目的とするもので、求職活動等支援給付金、再就職支援給付金、労働移動支援体制整備奨励金及び定着講習支援給付金の4つの制度がある。

エ 特定求職者雇用開発助成金

高年齢者、障害者等の就職が特に困難な者を、公共職業安定所又は適正な運用を期すことのできる無料・有料職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部を助成するもので、これらの者も雇用機会増大を図ることを目的としている。

オ 中高年齢者トライアル雇用事業

世帯主など再就職の緊急性が高い中高年労働者の雇用確保を推進するために、中高年齢者の試行的に受け入れて就業させる事業主に対して、中高年試行雇用奨励金を支給している。

カ 高年齢者雇用アドバイザー

継続雇用制度の導入や雇用管理等に関し、企業等に専門的な立場から具体的な相談・助言等を行うために認定された者をいう。

キ 再就職支援コンサルタント

事業主が行う高年齢者等に対する再就職援助措置に関して相談・援助を行う者をいう。

(11) 仕事の状況

ア 主に仕事をしている

ふだんの状態として主に仕事をしており、今後もその仕事をする事になっている場合をいう。

イ 仕事をかたわらにしている

ふだんは主に家事や他の活動に従事しており、そのかたわらに仕事をしている場合をいう。

(12) 収入

ア 仕事から得た収入

平成16年9月の仕事から得た収入で、雇用者の場合は9月に支払われた給与（税込）、自営業の場合は営業利益（売上高から諸経費を差し引き、月割りにならしたもの）をいう。

イ 仕事以外から得た収入

平成16年9月の仕事から得た収入以外の収入で、年金、恩給、雇用保険などの給付金、財産収入（配当金、利子、家賃、地代など）、その他仕送りなどの合計をいう。

ただし、年金などをまとめてもらう場合は月割りとし、相続、贈与、退職金など経常的でないものは含まない。また、貯蓄のとりくずしも収入に含まない。

(13) その他

NPO（Non Profit Organization）

継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体をいう。

(14) 事業所規模

事業所（同一場所にある工場や店舗を含む）に雇用されている常用労働者を次の区分によって表示した。

- | | |
|------------|------------|
| ① 1,000人以上 | ② 300～999人 |
| ③ 100～299人 | ④ 30～99人 |
| ⑤ 5～29人 | |

(15) 産業

産業分類は、日本標準産業分類に基づいて、次のように分類して表章している。

産 業	表章コード	産業分類番号
鉱業	D	D05
建設業	E	E06～08
製造業	F	F09～32
消費関連製造業	F－1	F09～12, 14, 16, 21, 32
素材関連製造業	F－2	F13, 15, 17～20, 22～25
機械関連製造業	F－3	F26～31
電気・ガス・熱供給・水道業	G	G33～36
情報通信業	H	H37～41
運輸業	I	I42～48
卸売・小売業	J	J49～60
卸売業	J－1	J49～54
小売業	J－2	J55～60
金融・保険業	K	K61～67
不動産業	L	L68, 69
飲食店，宿泊業	M	M70～72
医療，福祉	N	N73～75
教育，学習支援業	O	O76, 77
複合サービス事業	P	P78, 79
サービス業	Q	Q80～93
生活関連サービス業	Q－1	Q82～84, 86, 87
事業関連等サービス業	Q－2	Q80, 81, 85, 88～93